

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1 - 2 8	令和7年度第1回 障害者施策推進協議会		
開催日時	令和7年3月18日(火) 午前11時00分から正午まで			
開催場所	すみだリバーサイドホール1階会議室			
委員名簿	【墨田区障害者施策推進協議会委員】出席18名			
		氏 名	所 属 等	出欠
	1	庄 司 道 子	墨田区障害者団体連合会	出席
	2	三 宅 裕	墨田区障害者団体連合会	出席
	3	浅 岡 ミサ子	墨田区障害者団体連合会	欠席
	4	荘 司 康 男	墨田区障害者団体連合会	出席
	5	菊 池 昌 子	墨田区障害者団体連合会	出席
	6	三 浦 八重子	墨田区障害者団体連合会	出席
	7	八 代 純 子	墨田区知的障害者相談員	出席
	8	小久保 明	墨田区身体障害者相談員	出席
	9	鎌 形 由美子	墨田区社会福祉協議会	出席
	10	伊 藤 正 廣	墨田区民生委員・児童委員協議会	出席
	11	塩 塚 靖 基	障害福祉サービス事業者	欠席
	12	加 藤 ひろき	墨田区議会議員	出席
	13	小 林 しょう	墨田区議会議員	出席
	14	加 納 進	墨田区議会議員	出席
	15	遠 藤 ミホ	墨田区議会議員	出席
	16	井 上 ノエミ	墨田区議会議員	出席
	17	甲 斐 まりこ	墨田区議会議員	出席
	18	朝 日 滋 也	東京都立墨田特別支援学校長	欠席
	19	齊 藤 伸 治	特別支援学級設置中学校代表(本所中学校)	出席
	20	大 垣 孝 夫	墨田公共職業安定所 雇用開発部長	出席
	21	杉 下 由 行	墨田区保健所長	出席
	【事務局】 福祉保健部長、障害者福祉課長、厚生課長、保健予防課長、学務課長、障害者福祉課係長級職員			
会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる)		傍聴者数	0人
	非公開(傍聴できない)			

議 題	1 墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害者行動計画、墨田区障害福祉計画、墨田区障害児福祉計画）の令和５年度事業実績、令和６年度事業計画について
配 付 資 料	< 事前送付 > 1 「墨田区障害者行動計画」「墨田区障害福祉計画」「墨田区障害児福祉計画」令和５年度実績報告、令和６年度事業計画（概要版） 2 「墨田区障害者行動計画」令和５年度実績報告、令和６年度事業計画 3 「墨田区障害福祉計画」「墨田区障害児福祉計画」令和５年度実績報告、令和６年度事業計画 < 当日配布分 > 資料１ 令和６年度墨田区障害者地域自立支援協議会報告 別紙１ 墨田区地域自立支援協議会 委員名簿 別紙２ 墨田区地域自立支援協議会設置要綱 資料２ 地域生活支援拠点等の面的整備について 資料３ 新規事業等の報告
会 議 概 要	
1 開会 福祉保健部長挨拶の後、委嘱状を伝達した。障害者福祉課長が、傍聴人０人の報告と、後日議事録が公開されることの説明を行った。 2 議題 障害者福祉課長から墨田区障害福祉総合計画（墨田区障害者行動計画、墨田区障害福祉計画、墨田区障害児福祉計画）の令和５年度事業実績、令和６年度事業計画について説明した。 3 区からの報告 （１）障害者福祉課相談係長より、資料１を用いて墨田区地域自立支援協議会について報告した。 （２）障害者福祉課庶務係主査より、資料２を用いて地域生活支援拠点について報告した。 （３）障害者福祉課長より資料３を用いて新規事業等について報告した。 4 情報共有・意見交換等 （１）障害者福祉課長が事前質問へ回答した。 【質問１ 障害者虐待防止法に関して】 障害者施設では女性に対するセクハラ、性暴力が起こりやすいと思います。墨田区の通報ダイヤル、防止センターへの女性の障害者に対するセクハラ、性暴力の通報の実態について、また、それに対する対処はどの様にしているのか伺います。 性暴力と考えられる通報に関しては、警察に通報することも必要と考えるが、これまで警察に通報したケースはあるのか伺います。 また、セクハラ、性暴力に関する防止対策はどの様にしているのか伺います。 【質問１に対する回答】 1 通報の実態について 平成２４年度の障害者虐待防止法施行以降、施設従事者による女性利用者への「性的虐待」（セクハラ、性暴力を含む）に該当する通報は０件となっております。 2 通報への対処方法	

通報があった場合、通常の虐待対応に従って対処いたします。

3 警察への通報について

警察通報が必要と判断される案件の場合、まず通報者に警察への通報状況を確認いたします。未通報の場合、通報者に警察への通報を促します。通報者が警察への通報が困難な場合、区が代わって通報を行う体制を整えております。

これまでのところ、警察に通報したケースはございません。

4 防止対策

セクハラや性暴力は「性的虐待」の範疇に含まれるため、虐待防止対策の一環として取り組んでおります。

【質問2 スカイワゴンのキャッシュレス決済に関して】

スカイワゴンの庁舎販売について、現在は現金決済のみとなっていますが、今後 キャッシュレス決済導入の検討は行わないのでしょうか。老若男女問わず、デジタルが普及する昨今、決済方法の充実もこのような取組(作業所等経営ネットワーク)が知られる良いきっかけになると考えます。

【質問2に対する回答】

「スカイワゴン」は、区内20カ所の福祉作業所や障害者団体等が自主生産品を販売する移動式屋台です。キャッシュレス決済化については、これまでも議論されており、今年度は、実験的な試みとして隅田公園のイベントに出店し、pay払い(コード決済)での販売を行いました。この取組みからも、キャッシュレス決済を行うことで、一定の売上増、販売実績の管理・在庫管理等の面での効率向上が期待できると考えています。

他方、キャッシュレス決済により、販売価格から一定の手数料を支払うことになると、商品を製造した作業所等の利用者へ支払う工賃の減少を防ぐため、販売価格を値上げする必要性が生じるといふ課題があります。

また、キャッシュレス化を行うためには、全ての商品に「JANコード」という世界共通バーコードを割り当てる必要があります。現在、区では、委託業者によりJANコード取り付けを始めたところですが、委託業者には自主生産品の開発・販売促進等、多面的な支援をお願いしており、全商品へのコード割り当てまでには相応の時間がかかることが予想されます。

今後、「スカイワゴン」の参加団体で構成する「福祉作業所等ネットワーク連絡会」(月一回程度開催)において、上記のメリットや課題を踏まえ、実施の可否について更なる検討を進めてまいります。

【質問3 日常生活用具の品目の見直し状況、見直しの基準に関して】

日常生活用具の品目の見直し状況、見直しの基準などを教えてください。情報アクセス・コミュニケーション支援の分野では、IT・AIの活用で新技術を搭載したツールが開発されていますが採用されていますか。

【質問3に対する回答】

ITやAIの活用で新技術を搭載したツールを、日常生活用具として給付することについては、次の3つの要件をすべて満たした場合に対象とすることができます。

- 1 障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので実用性が認められるもの
- 2 障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
- 3 用具の製作、改良または開発にあたって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので日

常生活品として一般に普及していないもの

今後も、他区の導入状況も参考にしながら、検討していきます。

【質問4 レスパイト事業、通所施設や学校における看護の支援に関して】

第6期障害者行動計画、第7期障害者福祉計画、第3期障害児福祉計画策定に当たり実施したアンケート調査の中に、医療的ケア児（者）を主に介護する方に必要な支援を伺ったところ、レスパイト事業と通所施設や学校における看護の支援を望む声が特に多かったところです。すなわち現状のサービス供給量では少ないとの声が強かったこととなります。これらニーズの高い事業はその後充実・強化されたのでしょうか。

【質問4に対する回答】

医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）等のご家族に代わって、医療的ケア及び介助等を行うことにより、障害児（者）等の健康の保持、その介護者のリフレッシュ及び就労等支援による福祉の向上を目的として、レスパイト事業を行っています。令和5年度から特別支援学校を派遣先に追加するとともに、年間利用上限時間数を96時間から144時間に拡充しました。

【質問5 家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取付事業に関して】

家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取付事業の実績がそれぞれ3件ずつですが、震災時に命を守る取組でとても重要と考えます。15年以上実施してきた事業だと思いますが、年間の実績だけではなくこれまでの累計の実績は何件でしょうか。

【質問5に対する回答】

過去10年の実績

家具転倒防止	33件	平均	年3.3件
ガラス飛散防止	32件		年3.2件

本事業の案内は、新規に手帳取得したときの他、手帳等級が変更され対象者となったとき等の機会をとらえて窓口で説明をしています。

それらの手続きに訪れない対象者へは、本事業の対象者がマル障制度の対象者と重なることから、年1回マル障医療証を更新し新しい医療証を送付する際に家具転の案内文を同封し周知しています。

（2）意見交換

（委員）

資料3の新規事業等の報告の中で「区で2か所目となる地域活動支援センターを区北部に開設する」とあります。令和8年1月まで1年を切っている状況ですが、道筋としては、現在どのような状況でしょうか。

（保健予防課長）

地域活動支援センターの区北部への開設については、次年度予算に計上させていただいており、場所は向島保健センターの跡地に設置する予定で進めています。

（委員）

資料3の新規事業の報告のニーズ調査について、予算が付いたのは良いことだと思います。それに関連する強度行動障害に関する取り組みについて、強度行動障害支援者養成研修も開催されているということですが、区はニーズ調査の実施を経て、強度行動障害のある方に対する取組みを今後どのように考えていますか。

（障害者福祉課長）

強度行動障害の方に対する調査につきましては、国から示された指針に基づき、調査項目を検討してまいります。実際どのように生活をしているのか、今後はどのようなところで生活をしたいのか、ということも重要な観点かと思います。今回初めての調査になりますが、委託予定のコンサルタント会社にもアドバイスをもらいながら、次期計画に反映できるように検討したいと思います。

（委員）

高度な専門性が必要になる政策かと思いますので、そこは期待をしたいと思います。

（委員）

作業所等経営ネットワーク、いわゆるスカイワゴン等を中心に障害者が作業所等で制作された商品の販売に関して、障害者優先調達推進法に基づき、区としても作業所等を利用して様々な調達を行っていると思います。今後、ネット販売を考えてもいいのではないかと考えています。また、区内では様々な行事、イベント等でお土産を提供することがあるので、その時に、区が間に入り、障害者施設で製作したものを提供するのによいのではないのでしょうか。障害者施設で製作した商品の存在を知らない方々が圧倒的に多いので、検討していただければと思います。

（障害者福祉課長）

ご質問ありがとうございます。商品につきましては、お菓子やパンを作るのが得意な事業所、小物を作るのが得意な事業所など、障害の種別によって得意な分野で商品開発を行っています。本日、庁舎1階でスカイワゴンによる販売をしておりますので、ぜひ皆さんもお買い上げいただけたらと思います。

すみだのお土産として買っていただけるような商品のラインナップや、販売の仕方については、ご指摘の通り、検討していくことが必要だと思っています。商品のラインナップをまとめた冊子をこれまでも配布していましたが、内容を改善した新たな商品のパンフレットの作成を進めており、7年度になりますますが完成した際に配布したいと思っております。ネット販売も重要な課題として認識しておりますので、各作業所とも相談しながら可能なものは随時やっていきたいと思っています。

（委員）

資料2の行動計画について、第5期に比べて第6期の内容は具体的でわかりいいものになっていると感じました。ただ、第6期の体系図と目次の項目が対応していない部分がありますが、どうしてでしょうか。

もう1点、基本目標の5番目の啓発活動について、関係者の方への研修は活発に行われていると思うのですが、地域への理解促進についてはどのように考えているのでしょうか。今度、冊子を作られるということですが、どのように活用されるのか、また、冊子だけだと少し弱いと思うのですが、地域の中で具体的にどのようなことをされるのか、お考えがあれば教えていただきたいです。

（障害者福祉課庶務係主査）

まず１点目のご質問について、計画の実績・計画をまとめた冊子の第６期の体系図と目次の項目が対応していないとのご指摘がありました。冊子の印刷をする際、一部文字が表示されず、体系図と目次にずれが出てしまい、大変申し訳ありませんでした。今後、修正いたします。

２点目の「心のバリアフリー」の啓発冊子については、改訂版を作成しまして、まず区立小学校に配布させていただきました。この啓発冊子の内容について学習に取り組まれるのに適した学年ということで４年生に配布しています。

<以下、追記>

協議会において配布が間に合いませんでしたが、後日委員に啓発冊子と心のバリアフリー事業のチラシを配布させていただきました。また、区公式ホームページでは、心のバリアフリー特設サイトを作成し、関連動画、SNS等のリンクの掲載、心のバリアフリー応援隊（地域で心のバリアフリーにつながる取組みを行う団体、お店などを応援隊に登録する事業）のご紹介を行っております。

（委員）

「すみのわ」プロジェクトについて、新しい取組みはありますか？商品のインターネット販売も検討いただけたらと思います。

（障害者福祉課長）

インターネットでの販売については、別のご質問への回答でもご説明したとおり、今後、事業所さんと相談し検討していきます。

新しい取組みとしては、現在、新商品開発をしているなかで、台東区や江東区の事業所の皆さんと一緒に「すみこうたいプロジェクト」として合同の展示販売会を設けております。墨田区だけの事業所で作ったものだけでは品数がある程度限られますが、近くの区と合同で販売することで、品数が非常に増えます。また、今月には錦糸町ステーションビル テルミナさんのご協力いただいて販売会も行います。販売すると必ず買いに来ていただける区議会議員さんもいると報告を受けていて、大変ありがたいことです。このような販売の機会を増やしていきたいと思います。

（委員）

心身障害者福祉タクシー料金の助成事業において、精神障害のある方だけが対象になっていないという件について伺います。ヘルパーさんを派遣する移動支援事業については精神障害のある方も対象にしていますので、移動支援の必要性については承知していらっしゃると思います。ただ、タクシー運賃、ガソリン代補助の助成については精神障害のある方が対象外になっていることについて中々納得のいくご説明がないと思っています。このことについて、障害者地域自立支援協議会の精神部会の方からも地域移行の支援の一環として、公共交通機関での移動が困難なので移動支援を拡充してほしいという要望があがっています。精神障害のある方も身体・知的障害のある方と変わりなく支援していく必要があると思いますが、ご意見いかがでしょうか。

（障害者福祉課長）

現在、精神障害のある方の移動支援について、タクシー券の支給や、JR等の鉄道運賃の障害者割引制度は精神障害のある方は対象となっておりません。鉄道運賃の障害者割引制度はこれまで、身体障害・知的障害のある方だけが対象で、精神障害のある方には支援がありませんでした。しかし、令和７年４月１日からはJR等の鉄道運賃の障害者割引制度が精神障害のある方に拡充され、社会

的な状況が変わってきました。23区の障害福祉課長会でも、この状況は注視しておりますが、タクシー券等については、ある区だけが精神障害のある方を対象とするという判断をするのではなく、23区全体で情報共有しながら、対応について検討していくことになるのではないかと思います。

（委員）

社会的な状況が変わったとのことですが、支援の必要性はずっと変わってなくて、それに対しJRがやっと動いたということだと思います。行政は行政で主体的に取り組んで支援をしていても、なんら問題のないことなので、引き続き、この移動支援について、精神障害のある方への支援を求めていきたいと思っています。

（委員）

1点目としては今回、身体障害・知的障害の相談員の年齢要件を撤廃していただいたということで、現状を踏まえた対応をいただいたことに感謝を申し上げます。

それから2点目ですが、障害者通所施設の生産品の販路について今回話が出ていますが、例えば、ふるさと納税の返礼品で、それらの商品を活用するということは可能かどうか伺いたいと思います。

（ふれあいセンター所長）

すみだふれあいセンターが各作業所等との連絡会事務局となっています。ふるさと納税の返礼品に自主生産品を活用するという件については、昨年度、新商品開発事業を通じて、ふるさと納税の所管の部署と連携し、一部商品につきまして返礼品の対象となりました。今後も、返礼品の対象に自主生産品の品目を増やしていくため、検討していきたいと思っています。

（委員）

スカイワゴンのキャッシュレス決済についての説明がありましたが、私は現金を持っていませんので、ぜひPayPayなどのコード決済を検討していただけたらと思います。

（障害者福祉課長）

先ほどもご意見をいただきましたが、おっしゃる通り、PayPayを使えた方が便利だと思います。ただ、キャッシュレス決済に関わる手数料分、商品を値上げとするのか、他の方法も含めて検討する必要がありますので、引き続き検討いたします。

（委員）

スカイワゴンなどの商品の販売に関して、先ほど紹介された「すみこうたいプロジェクト」がありますが、台東区や江東区にはアートに特化した作業所があるのに対して、墨田区にはそのような作業所はありません。江東区の「アトリエにと」というアートに特化した事業所では、化粧品会社のファンケルさんとコラボしていたり、台東区ではユニクロさんとコラボしていたりと、販路を拡大しています。アートに特化した作業所では、知的・身体・精神障害などの区別はなく、絵を描くのが好きな子だけを登用して、区外からも通えるところもあるそうです。展示会をおこなったり、絵も売ったりもしています。

ヘラルボニーさん（障害のある方のアートを中心とした商品・サービスを展開する企業）が日本

全国で有名ですが、自閉症の兄弟のために作った会社で、5、6万円のワンピースがどんどん売れているそうです。障害のある方の作品も結構すごいんだよという意識が広がっているのだと思います。

適切な指導者がいて、アートに特化した作業所があれば、墨田区ももっと伸びると思います。錦糸町のマルイさんの2階には KURUMIRU という東京都がやっているお店があります。墨田区の事業所の商品も数点売っていますが、私が感覚刺激のバッジ（肢体不自由児者通所訓練所作成）を付けていたら、すごくいいですねと言われましたが、残念ながら KURUMIRU は就労 B 型事業所の工賃アップのための場所なので、生活介護施設のものはどんなに良くても取り扱いができませんと言われてしまいました。

埼玉県の「工房集」という素晴らしい福祉施設があり、ベッドで寝たきりの子、強度行動障害の子、いろいろ子が一緒にいて機織りをしたり、絵を描いたりしていて、ニューヨークタイムズの方が取材に来るなど世界的にも有名です。強度行動障害の子が描いた絵が100万円で売れるそうです。障害のあるお子さんを押さえつけるのではなくて、その子たちの個性を伸ばしてあげるようなことができる施設ができたらと思っています。そのためには素晴らしい指導員さんが必要なので、ぜひ墨田区にそういう事業所ができるようによろしくをお願いします。

（ふれあいセンター所長）

錦糸町マルイの KURUMIRU は都内の B 型作業所のものしか置けないというご指摘はその通りです。一方で墨田区のスカイワゴンの方は、生活介護の事業所の生産品も販売しており、感覚刺激シリーズのものも販売しています。

区がデザイナーさんに委託をして新商品を開発する事業では、区内の企業ともコラボし、デザインを活かした商品開発も行っています。

（委員）

企業とのコラボ商品については、商品が売れた場合に事業所に入る金額が安すぎるという問題もあるようなので、障害のある方の工賃や事業所の収益につながる仕組みをもっと勉強した方がいいのではないかと思います。

（ふれあいセンター所長）

いただいたご意見については、委託先の方にもお伝えしまして、検討したいと思います。ありがとうございます。

会議の概要は、以上である。

所 管 課	福祉部障害者福祉課庶務係（内線 3 0 7 7 ）
-------	---------------------------